

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
都市計画法（昭和43年法律第 100号） 第45条	開発許可に基づく地位の 承継の承認	都市計画課

1 審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 申請者（承継人）が適法に当該開発区域の土地の所有権その他当該開発行為に関する工事を施行する権原を取得していること。この場合、これらの権原を取得した原因の事実が客観的でなければならない。
- (2) 自己の居住用建築物又は1 ha 未満の自己業務用建築物若しくは特定工作物を目的とするもの以外の開発行為を行う場合、又は開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第30条第1項の許可を要する場合は、申請者に当該開発行為を行うために必要な資力及び信用があること。
- (3) 申請者が開発行為を行うことについて、関係公共施設管理者及び土地所有者等の関係権利者の同意等を得ていること。

2 標準処理期間は、20日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。